

令和2年度

第198回宮城県都市計画審議会議案書

令和3年1月

宮城県都市計画審議会

第198回宮城県都市計画審議会

と き 令和3年1月14日(木)
午後1時30分
ところ 宮城県行政庁舎
4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第197回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2377号

4 閉 会

目 次

1 報 告

第197回宮城県都市計画審議会議案の処理について	3
--------------------------------	---

2 議 案

議案第2377号 石巻広域都市計画道路の変更について.....	9
---------------------------------	---

第197回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2375号	石巻市	石巻広域都市計画公園の変更について	令和2年11月24日 宮城県告示第914号
宮城県	第2376号	白石市 角田市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町	仙南地域広域景観計画の策定について	令和2年12月11日 宮城県告示第944号

【議案第2376号の処理経過について】

- 1 令和2年11月19日（木）第12回宮城県景観審議会において、都市計画審議会から聴取した「意見の要旨」及び県の「対応方針」（本議案書4ページから8ページまで）を報告し審議いただいた結果、仙南地域広域景観計画（案）及び仙南地域広域景観マスタープラン（案）について了承された。
- 2 令和2年12月11日（金）仙南地域広域景観計画及び仙南地域広域景観マスタープラン（以下「仙南地域広域景観計画等」という。）を策定し公表した。併せて、告示において、仙南地域広域景観計画の施行日を令和3年7月1日（木）と定めた。

※ 策定した仙南地域広域景観計画等については「参考資料（別冊）」のとおり。

参考：景観法（平成16年法律第110号）

第9条第2項（抜粋）

景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

第7条第1項

この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域にあっては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、第98条第1項の規定により第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

第197回宮城県都市計画審議会で聴取した意見に係る
第12回宮城県景観審議会での報告内容

意見の要旨	対応方針
<p>【仙南地域広域景観計画の対象市町村について】</p> <p>①仙南地域と言う場合には、2市7町だけではなく名取市、岩沼市、亶理町、山元町を含める場合もあり、これらの市町を含み区域を広げて更なる広域の景観計画とすることに、県庁内や市町村からの意見、議論はなかったのか。</p>	<p>①今回の仙南地域広域景観計画を策定するに当たり、更に広域の景観計画とすることを求める他の市町村等からの声はなかった。なお、今回の景観計画の対象は、仙南広域都市計画区域の2市6町及び隣接する七ヶ宿町で構成され、実質的に一体の都市圏が形成されている市町を対象とした。これらの仙南の市町は、本計画の策定目的のひとつである観光振興に関して、従来から連携して取り組んでおり、また、蔵王連峰への素晴らしい眺望や街道に由来した歴史文化等の共通した景観資源を共有している。</p>
<p>【景観計画区域について】</p> <p>①今回の景観計画区域の設定は広すぎると感じたので、区域内に重点地区を設定していくことも、市町計画の段階で検討していただきたい。</p>	<p>①今回の景観計画区域は、仙南地域の中から、蔵王連峰や白石川など「雄大な自然」、牧場や温泉地などの「多様な人々の営み」、さらに街道や宿場町の「歴史・文化」といった景観特性が見られる地域について、地理的なまとまりを踏まえ設定したものである。御指摘の重点地区の設定については、市町が自らの景観計画を策定する際に、取組をより充実させる観点から、市町に対し助言していく。</p>
<p>【村田町伝統的建造物群保存地区について】</p> <p>①広域景観計画案86ページ欄外では、「村田町伝統的建造物群保存地区以外を対象とする」と記載されているが、県内唯一の伝建地区を景観計画ではどのように取扱うのか。</p>	<p>①村田町の伝建地区では、文化財保護法による保全のほか、町による修理・修景の手引きの作成、自動車の通行を制限し歩行者空間を活用したお祭りなど、整備と活用の両面にわたり景観を活かした取組が進められている。</p> <p>景観法では、景観計画区域の中に文化財保護法のように他法令による個別の景観形成が図られている地域がある場合には、その法令に委ねる仕組みとなっている。そのため、本計画では伝建地区の周囲を景観計画区域</p>

意見の要旨	対応方針
<p>②広域的な景観形成には、複数の地域の歴史的物語を踏まえる必要があると思うが、村田町の蔵と紅花の集荷・輸送の歴史には川崎町も関係しており、これら広域の歴史的物語は計画案のどこに記載されているのか。また、紅花に関係する地域を結びつける史実や、山形県との繋がりを表す歴史的な景観は取り上げているのか。</p> <p>広域で景観計画を策定する意義を強調するために、紅花に関係する地域の繋がりをもう少し考えた方がいいのではないか。例えば、村田町の蔵の独特な建築様式を紅花の流通から紐解いていくような記述があってもよいのではないか。</p>	<p>に指定することによって、市街地や城山公園等の丘陵地も伝建地区と調和した景観形成が図られ、伝建地区の取組との相乗効果により魅力的な地域を創出していくことができると考えている。</p> <p>②広域的観点から仙南地域の景観を保全・形成していく場合には、地域の歴史や文化を踏まえることが重要と認識しており、村田町の蔵と紅花に関する歴史については、マスタープラン20ページに記載している。また、紅花の上方や江戸への輸送路として使われていた笹谷街道に関しては、村田町、川崎町、山形県を結びつける歴史性があることから、マスタープラン21ページで取り上げている。同ページでは、歴史ある街道を示す松並木の景観についても取り上げている。</p>
<p>【行為の制限について】</p> <p>①届出対象の件数は、建築確認申請の何割を見込んでいるのか。届出対象がなければ、基準はあっても効果がないという危惧がある。</p> <p>②景観形成のための規制手段は、地区計画や建築協定、緑地協定などもあるので、仙南地域にどの協定があるか調べた上で、「この地域はこの制度で景観コントロールする」というように記述すると、どのような手法による景観形成なのか、その位置付けが分かりやすいと考える。</p>	<p>①届出対象の件数は、全地区合わせて年間数十件を見込んでいる。本計画は、市町が自らの景観計画を策定するための下地となるものであるため、比較的、緩やかな行為の制限基準にとどめている。</p> <p>②本計画区域内に地区計画が5箇所(大河原町・柴田町中心部地区に4件、村田町中心部地区に1件)あるため、区域図(76, 84ページ)に地区計画(建築物の用途や形態などをきめ細かく定め良好なまちづくりを図る制度)の区域を表示するとともに、景観形成基準(78ページ, 86ページ)の欄外に、地区計画の区域では、地区計画による景観コントロールが図られ、景観計画の行為の制限は適用されない旨を追記した。加えて、115ページの「(4)届出の対象外となる主な行為」にも、届出の対象とならないこと</p>

意見の要旨	対応方針
<p>③緩やかな計画のため仕方がないが、全般的に数値基準が少ないので、もう少し数値基準を盛り込めないのか。</p> <p>④広域景観計画115ページに届出を審査し、不適合の場合は勧告するとあるが、不適合の基準はあるのか。配慮するという基準だけではすべて適合となり、不適合の基準がないことになるので、勧告する場合には明確な基準が必要ではないか。</p>	<p>を追記した。なお、本計画区域内には、建築協定及び緑地協定が締結された地域はない。</p> <p>③本計画は、緩やかに景観誘導していく計画であり、周りの景観から突出した建築物等について調和を求め規制することを主な目的としており、本計画に厳密な数値基準までを盛り込むことは考えていない。</p> <p>④本計画は、緩やかに景観誘導していく計画であり、不適合や勧告を判断する明確な基準は設けていない。明らかに周囲の景観と不調和な行為である場合には、不適合として指導を行うことを考えている。</p>
<p>【仙南市町への支援について】</p> <p>①国は、景観計画に関する支援制度をほとんど用意していないので、県が単独費を措置して支援制度を設けるべきと考えるが、県は支援制度についてどう考えているか。</p>	<p>①国では、建築物の修景などにハード整備支援事業を設けており、また、景観計画の策定・変更に要する経費の補助事業も新設している。県としては、現時点では独自の支援制度を設けることは考えていないが、運用開始後の状況を踏まえ市町とともに検討していく。</p>
<p>【住民参加について】</p> <p>①住民説明会では、住民の方々からどのような意見が出たか。</p> <p>②広域景観計画3ページの図にあるとおり、住民との協働が3段階目になっているが、1段階遅いと感じる。2段階目にある市町が自ら景観計画策定する際には、策定前から住民との協働に取り組むなど、より早期に住民との関わりを持つべきである。</p> <p>③地域で景観形成を進めていくためには、住民の方々に関心を持っていただき、自分たちのこととして捉えていただくことが大切で、主体的な役割は活動団体が担うことが理想</p>	<p>①計画に反対する意見や修正を求める意見はなく、届出に関する質問や行政の支援を期待する意見が多くあった。</p> <p>②御指摘のとおり、その地域らしさを感じられる景観形成を進めるためには、住民意見の把握や整理が必要と認識していることから、早い段階で住民の方々との関わりを持ち進められるよう、市町と協力して取り組んでいく。</p> <p>③御指摘のとおり、住民の方々に御理解をいただき、関心を持って景観形成に参加いただくことが重要と考えており、今後展開していく住民参加のワークショップなどを通じて、</p>

意見の要旨	対応方針
<p>的である。</p> <p>④市町が自らの景観計画を策定する際には、県の景観アドバイザー制度なども活用し、住民活動を活発化する施策の記述について検討していただきたい。</p>	<p>地域の景観形成の気運を高めていく。</p> <p>④景観アドバイザー制度のほか、ワークショップなども効果的と考えるので、市町が自らの景観計画を策定する際には、住民活動を活発化させる施策についても、記述を検討するよう助言していく。</p>
<p>【空き家対策について】</p> <p>①空き家が景観上の課題として取り上げられることがあるが、活用すべき空き家もあると考えており、本計画では古民家の活用についてどう考えているのか。</p>	<p>①本計画の対象地域では、空き家が景観上の直接的な課題となっているとは伺っていないため、計画案には記載していない。景観まちづくりの観点から利活用すべき古民家などの空き家については、市町が自らの景観計画を策定する際に位置づけることも助言していく。</p>
<p>【県内市町村の景観行政の促進について】</p> <p>①県内の景観行政団体の割合は全国平均を大きく下回っているため、県の主体的な取組には期待しているが、県北や沿岸部でも同様に広域景観計画を策定する考えはあるのか。もし、県北や沿岸部で広域景観計画を策定しない場合には、全県的にどのように取り組んでいくのか。</p>	<p>①県としては、住民に身近な市町村が景観行政団体となり、景観まちづくりに取り組んでいただきたいと考えている。今回、9市町で構成される仙南地域では、県内の中でも広域景観の形成の手法が効果的と考えられたことから、市町と連携して広域景観計画の策定に取り組んできたところである。</p> <p>今後は、このような手法によらず、個別の市町村に対し、景観アドバイザーの派遣のほか、地域住民との協働や観光に活かしている先進事例の紹介などを継続して行い、景観行政団体への移行を市町村に促していく。</p>
<p>【景観形成に取り組むメリットについて】</p> <p>①－（１） 景観が整った街並みをつくり上げていくことで、その地域の多くの業種に恩恵があると思われるが、経済的メリットに繋がることを強調していかなければ、地域住民や産業界に受け入れてもらえない。このため、経済的メリットや地域産業の振興に関する記述を増やすべきである。</p> <p>①－（２） 景観形成がもたらす経済的メリットを、今後の県の活性化にどう繋げていく</p>	<p>①－（１）～（３）の御意見を踏まえ、本参考資料２ページで記載したとおり※、計画案を修正した。</p> <p>※「本参考資料２ページで記載したとおり」とは、マスタープラン１ページ序章「１．計画策定の背景と目的」第４段落及び第５段落に、景観形成に取り組むことで期待される効果として、観光誘客のほか、地域活力の維持、地域産業の振興などを追記したことを示している。</p>

意見の要旨	対応方針
<p>か考える必要があり、人口減少対策や過疎対策のためにも、届出されたものを審査するだけでなく、市町の考えをかたちにして観光の拠点化を図ることも必要である。</p> <p>①－（３） 本計画策定の発端は、国の観光立国戦略として美しい景観形成を進めることにあったと記憶している。このため、計画策定の周知とともに、計画の目的のひとつである「県としてインバウンドを呼び込み、交流人口を拡大していくこと」をしっかりと打ち出してほしい。</p> <p>②県庁内の他部署との横の連携を取り、景観を守りながら観光にどう活かして行くか考える必要がある。</p>	<p>②御指摘のとおり、景観まちづくりの取組を観光に活かしていくことが重要であるため、本計画策定に当たっては、県の地方機関として総合的な地域振興の役割を担う大河原地方振興事務所も参画の上、取り組んできた。また、本庁の観光部署に対しても、本計画を機に景観まちづくりを進め、観光振興に活かしていきたい旨を説明しており、今後も連携を深めていく。</p>

石巻広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

都市計画道路中 3・3・5号河南川尻線を 3・6・5号河南川尻線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考										
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造											
幹線街路	3・6・5	河南川尻線	石巻市北村字七工区西	石巻市鹿妻南四丁目	石巻市中里二丁目	約 17,640m		2車線	8.5m			<ul style="list-style-type: none"> ・名称の変更 ・区域の一部変更 ・起点位置の変更 変更前 石巻市須江字山崎前 ・延長の変更 変更前 L=11,890m ・幅員の変更 変更前 W=25m ・車線数の変更 変更前 4車線 									
												車線数の内訳		2車線		約 10,670m	約 12,180m	地表式	8.5m ～ 25m	JR 石巻線と立体交差 2箇所 自専道と立体交差 1箇所 幹線街路と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 17箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・延長の変更 変更前 L=4,970m
												4車線		約 6,970m							<ul style="list-style-type: none"> ・延長の変更 変更前 L=6,920m
												構造形式の内訳		石巻市北村字七工区西	石巻市須江字山崎前			約 5,460m	嵩上式	8.5m	

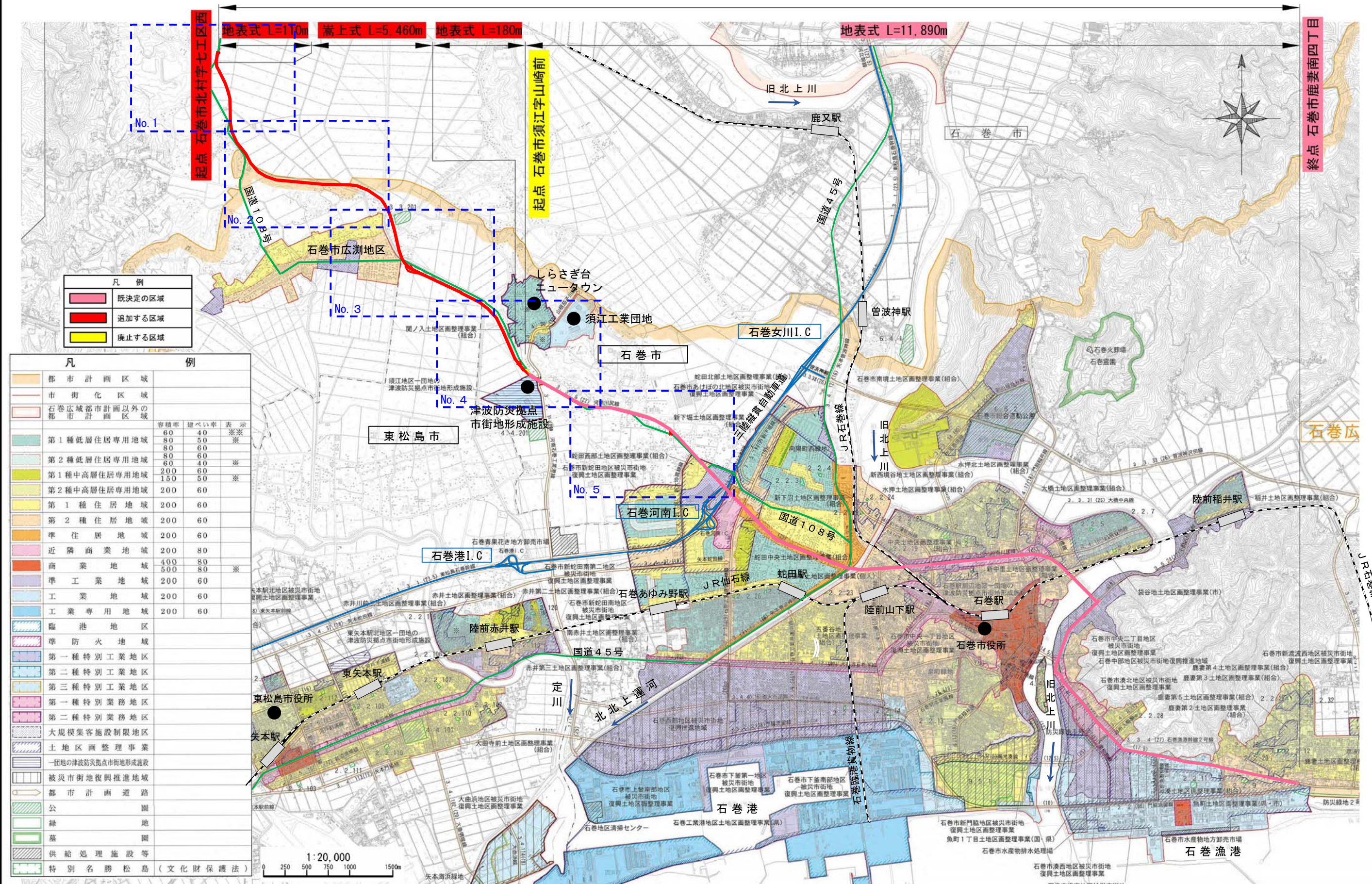
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

石巻広域都市計画区域における交通の快適性・利便性の向上のため、市街地相互の連携を強化し、また隣接都市圏との人的・物的交流を活発化するため、広域的な道路ネットワーク機能の強化を図るものである。

石巻広域都市計画道路の変更（宮城県決定） 総括図

3・3・5 L=約11,890m N=4車線 W=25m
 3・6・5 河南川尻線 L=約17,640m N=2車線 W=8.5m



凡例

	既定の区域
	追加する区域
	廃止する区域

凡例

用途	容積率	建ぺい率	表示
第1種低層住居専用地域	60	40	※
第2種低層住居専用地域	80	50	※
第1種中高層住居専用地域	80	60	※
第2種中高層住居専用地域	60	40	※
第1種住居地域	200	60	※
第2種住居地域	150	50	※
準住居地域	200	60	
近隣商業地域	200	60	
商業地域	200	80	
準工業地域	400	80	※
工業地域	500	80	※
工業専用地域	200	60	
臨港地区	200	60	
準防火地域			
第一種特別工業地区			
第二種特別工業地区			
第三種特別工業地区			
第一種特別業務地区			
第二種特別業務地区			
大規模集客施設制限地区			
土地区画整理事業			
一団地の津波防災拠点市街地形成施設			
被災市街地復興推進地域			
都市計画道路			
公園			
緑地			
墓園			
供給処理施設等			
特別名勝松島（文化財保護法）			

石巻広域都市計画道路の変更（石巻市・東松島市）